

指定混合肥料生産業者届出の手続方法

(重 要) はじめにご確認ください

指定混合肥料とは、登録を受けた普通肥料、特殊肥料又は農林水産大臣の指定した土壌改良資材を原料として配合・造粒等がされた肥料になります。

指定混合肥料は、使用する原料や加工方法によって、種類が分かれ、国（地方農政局）または都道府県に届出を行う必要があります。

よって、手続希望者の方は、手続きしようとする肥料の届出先が国か都道府県かを必ず事前に確認し、分からない時はご相談ください。

なお、ご相談の際は、添付書類「②生産工程図」、使用する原料となる肥料の詳細を（必要に応じてサンプル）予め準備の上でお願いします。

◎届出される銘柄ごとに作成し、提出してください。

①指定混合肥料生産業者届出書（２部）

◎記入要領

○住所及び氏名（⑥申請者の確認書類に記載されているとおりに記入してください）

- ・ 法人の場合 住 所 = 本店（主たる事務所）の所在地
氏 名 = 商号（名称）、代表者の役職名及び氏名 ※
- ・ 個人の場合 経営者個人の住民票上の住所及び氏名

○肥料の名称

販売される際の名称を記入してください。また、ペットネームをつける場合もお知らせください。

注）成分や効果について、誤解を招くような名称は使用できません。

他社の商標権等に抵触していないか、十分に確認してください。

○生産する事業場の名称及び所在地

- ・ 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名とあわせて所在地を必ず記入してください。
- ・ 福岡県内のすべての事業場の名称「○○工場」及び所在地を記入してください。

○保管する施設の所在地

- ・ 「生産する事業場の名称及び所在地」と同じ場所であっても、所在地を記入してください。（法人、個人、工場、倉庫等の名称は記入不要）
- ・ 福岡県内に保管する施設の所在地が無い時は、「該当なし」と記入してください。

◎受理後は、この届出書に受付処理（受付日、整理番号を記入）の上、１部を県の控えとし、もう１部を届出者に返送します。この受付済み届出書が特殊肥料の手続がなされたことの証明になりますので、大切に保管するとともに、記載内容に変更があるときは、変更の手続をしてください。

②生産工程図（１部）

- 〔１〕原料とする肥料から記入してください。
- 〔２〕原料とする肥料の割合や配合する時期を示してください。
- 〔３〕「指定混合肥料の種類と届出先」から、肥料の種類を記入してください。
↳ 農林水産省の HP でご確認ください。

③配合する肥料の登録証、届出書の写し等（１部）

- ・配合する普通肥料の登録証、特殊肥料の生産業者届出書又は品質表示、土壌改良資材の品質表示の写しを添付してください。

④製造設計書（該当する場合）（１部）

- ・指定配合肥料を生産する場合は、配合する肥料の割合と生産する肥料の保証成分計算書を作成してください。

※ 製造設計書作成の詳細は、FAMIC の HP にて、製造設計書の書き方を参考にしてください。

⑤分析データ（１部）・・・届出の概ね３か月以内に分析されたもの

（１）主な分析項目

- ・原料とする普通肥料で保証されている成分
- ・原料とする特殊肥料が「たい肥」、「動物の排せつ物」及びこれらを配合する「混合特殊肥料」の場合、原料肥料で表示すべき成分

※ 指定配合肥料において、原料肥料の保証成分量から主成分を設計保証する場合は提出不要です。

（２）品質低下を起こさないことの確認（該当する場合）

「液状の肥料を原料とする配合」、「強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合」の場合には、配合等に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たす必要があります。詳細は農林水産省の HP にて「新たな肥料の配合ルール等について」を参照の上、お問い合わせください。

⑥サンプル 100g 程度

⑦届出者の確認書類（〔１〕〔２〕のいずれかに該当するものを１部）

※ 届出の日から概ね３か月以内に発行されたものをご使用ください。

〔１〕申請者が法人の場合

登記簿抄本（コピー不可）・・・名称、所在地、代表者が分かるもの

〔２〕申請者が個人の場合

経営者の方個人の住民票の写し（コピーではありません）

⑧最寄りの交通機関から生産事業場までの地図（１部）

⑨切手を貼った返信用封筒（長形３号封筒以上のもの）

○返信内容・・・通知文、受付処理をした届出書 計２枚

※届出件数が増えるごとに「受付処理をした届出書」の枚数が増えます。

長形３号封筒（定形郵便）、角形２号封筒（定形外郵便）等、規格、枚数（重量）
に応じた切手を貼り付けしてください。

※生産設備の賃貸による生産や委託生産の場合は、別途案内の「生産設備の賃借による肥料生産の手続き」「委託による肥料生産の手続き」も必要です。